

京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

本部会で議論していただきたい事

資料3

法改正の項目	国		市			条例改正の検討事項
	環境影響評価法	法改正案	市条例(アセス条例)	市要綱(戦略的アセス要綱)		
施行日	平成11年6月12日	平成23 - 24年(未定)	平成11年6月12日	平成16年10月1日		法施行日に準ずる
1 戦略的環境アセスメント	規定なし	計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」という。)の提出・公表を義務化	規定なし	環境配慮報告書案, 環境配慮報告書の提出・公表 説明会の開催		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書提出を義務化 ・配慮書段階での説明会の開催
		対象: 環境アセスメント対象事業(民間事業含む)		対象: 本市が立案する事業計画 第一種計画: 環境アセスメント対象事業と同規模の事業計画 第二種計画: より小規模の事業計画		<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 環境アセスメント対象事業(民間事業含む) ・対象事業及び規模要件
2 方法書・準備書等のインターネット等による公表	規定なし	公表の義務化	規定なし			公表の義務化
3 方法書縦覧期間中の説明会の開催	規定なし	開催の義務化	規定なし			開催の義務化
4 環境の保全のための措置等に係る報告書の公表(事後調査規定)	規定なし	公表の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・事後調査計画書の作成 ・事後調査の実施等の義務化 			法との整合性